



## 派遣事業に関する情報提供

### マージン率

平成24年10月1日の「労働者派遣法」の改正に伴い、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。このマージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※当該割合に小数点以下二位未満の端数があるときは四捨五入

### 当社のマージン比率

派遣労働者の数	92人(1日平均数)
派遣先の件数	15社
労働者派遣に関する派遣料金の平均額	11,556円(1日8時間あたり)
派遣労働者の賃金の平均額	8,936円(1日8時間あたり)
マージン率	22.67%

マージン率に含まれるものとして

- 雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料
- 派遣労働者が取得する有給休暇に充当した費用
- 資格取得や技能講習受講、外部研修会参加等の補助、支援に充当した費用
- 営業、管理、採用活動などの事業運営にあたる労働者の人件費
- オフィス賃料や求人広告費、通信費、車両などをはじめとする諸費用



## 派遣事業に関する情報提供

### 待遇決定方法

「労働者派遣法」の改正に伴い、派遣元事業主は「労使協定方式」または「派遣先均等・均衡方式」、いずれかの待遇決定方法により派遣労働者の待遇を確保することとされました。当社は「派遣先均等・均衡方式」によって待遇を決定する派遣労働者を除き、原則全ての派遣労働者が「労使協定方式」の対象となります。(当該協定有効期限：2022年3月31日迄)

### 教育訓練について

入社前研修	
対象	新規登録、入社
研修方法・内容	OFF-JT 派遣の仕組み、ビジネスマナー基礎、各情報取り扱い、安全衛生教育
研修賃金	有給

キャリア研修	
対象	派遣労働者(継続就業見込み)
研修方法・内容	OFF-JT 入社前研修内容の再確認、コンプライアンス
研修賃金	有給